

木津川市工事等事故報告等マニュアル

1. 目的

本マニュアルは、木津川市が発注する建設工事等に関して発生した事故を、迅速かつ適切に処理するため、事故報告等の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

- (1) 工事等 木津川市が発注する建設工事及び測量・設計・調査等業務並びにこれらに伴う交通誘導や建設発生土・資機材等の運搬作業等をいう。(現場到着単価の資機材の納入時の運搬や工事等関係者の通勤は除く。)
- (2) 工事等関係者 木津川市から受注した元請、元請から受注した下請会社の各事業者及び労働者等をいい、警備会社から派遣された交通誘導警備員等を含む。

3. 報告を要する事故の範囲

本マニュアルにおいて報告の対象とする事故は、工事等において発生した次の表のいずれかに該当する事故とする。

事故の分類	事故の定義
工事等関係者事故	工事等に起因して、工事等関係者が死亡し、又は負傷(休業4日以上)した事故
公衆損害事故	工事等に起因して、工事等関係者以外の第三者が死亡し、又は負傷(休業4日以上)し、若しくはその資産に損害を与えた事故
もらい事故	工事等関係者以外の第三者に起因して、工事等関係者が死亡し、又は負傷(休業4日以上)した事故
労働基準監督署報告該当事故	労働安全衛生規則第96条に規定する労働基準監督署に報告が義務付けられた事故
軽微な事故	工事等に起因して、工事等関係者又は工事等関係者以外の第三者が負傷(休業4日未満)し、若しくはその資産に損害を与えたもので被害・影響が少ない事故
その他の事故	事故による死亡又は負傷はないが、工事等で工事等関係者以外の第三者へ与えた影響が大きい事故

注) 休業日数を算定する場合、休業事由が発生した事故の翌日を1日目とし、休業を要する期間内に休日等が含まれる場合はこれを含める。

4. 事故発生時の対応

- (1) 受注者は、現場において事故が発生したときは、直ちに救護に必要な対応を行うとともに、事故の拡大、再発を防止し現場の安全を確保するための緊急の措置を行うものとする。
- (2) 監督職員は、安全対策等に対する指示・改善指示を行うものとする。

5. 事故の報告

- (1) 受注者は、事故が発生したときは、直ちに監督職員に通報し、速やかに工事事故報告書（業務においては、当該報告書に準じた任意の様式。以下同じ。）を提出しなければならない。
また、途中経過についても隨時、工事事故報告書により報告するものとし、事故処理が完了したときは、速やかに工事事故処理報告書（業務においては、当該報告書に準じた任意の様式。以下同じ。）を提出しなければならない。
- (2) 監督職員は、工事事故報告書の提出を受けるほか、工事事故処理報告書が提出されるまでの間、情報の収集にあたるとともに、工事（業務）主管課長に隨時報告するものとする。
- (3) 工事（業務）主管課長は、工事事故報告書により報告があったときは、記載された内容について事実関係を確認し、所管部長に報告するとともに、工事事故報告書の写しを速やかに入札契約担当課長に提出しなければならない。工事事故処理報告書の提出を受けた場合も同様とする。

6. 事故発生現場の安全確認

工事（業務）主管課長は、工事事故処理報告書が提出された後、事故後の措置（再発防止策等）を確認の上、必要な場合には受注者に指導を行わなければならぬ。

7. 指名停止措置

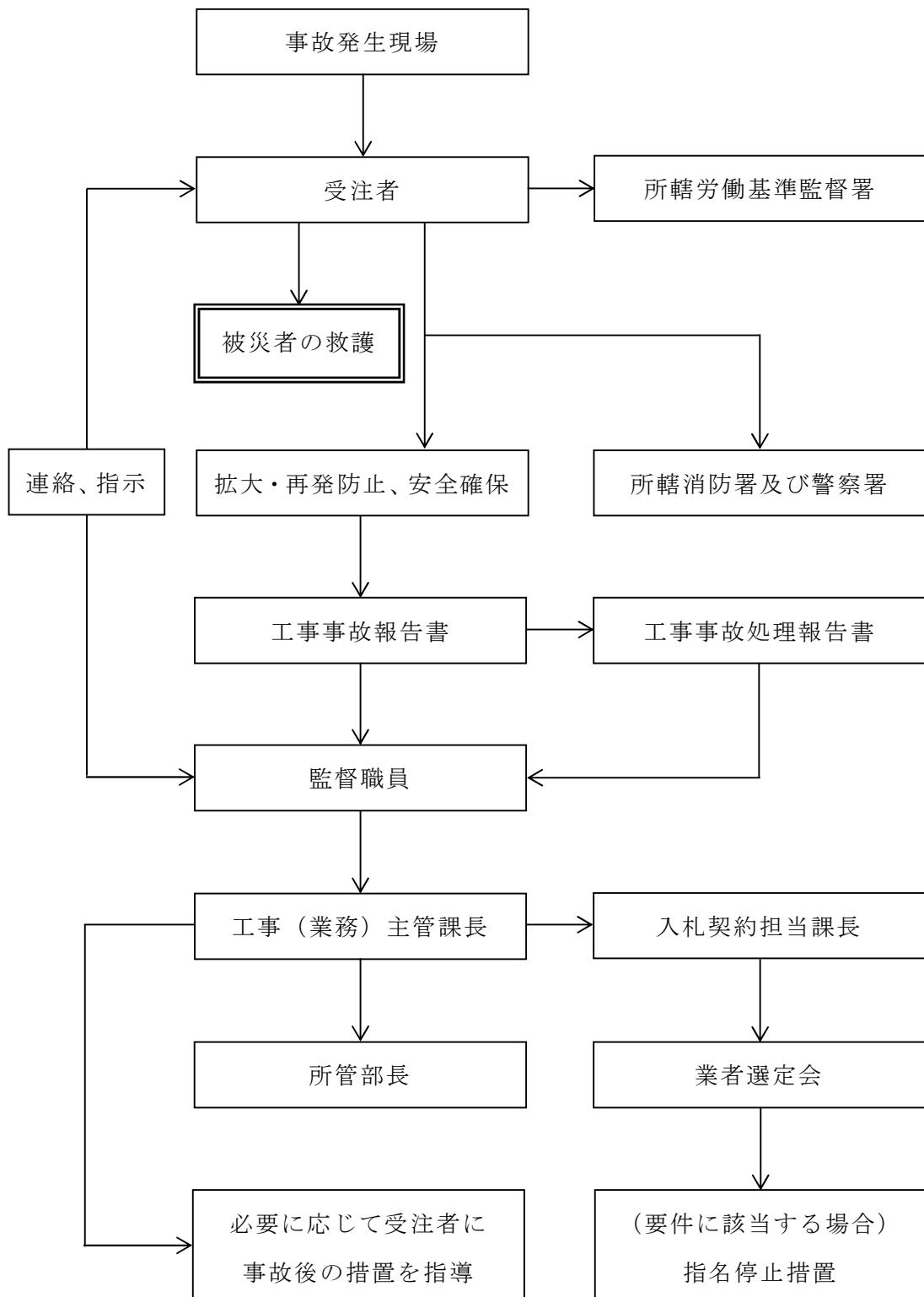
- (1) 入札契約担当課は、発生した事故が、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱別表第1に掲げる措置要件に該当する場合は、木津川市建設工事等競争入札業者選定会の審査を経て、指名停止措置を講じるものとする。
- (2) 前号の規定により指名停止措置を講じた場合は、労働災害再発防止対策書

の写し及び事故防止に関する誓約書（任意の様式）を提出させるものとする。
ただし、労働安全衛生規則などの関係諸法令上、当該工事の事故防止対策に
問題がなかったと判断される場合には省略可とする。

8. 事故関係書類の取扱い

事故関係資料は、慎重に取り扱うこととする。また、訴訟等が予想される関係
資料については、その保存年限は永年保存とする。

工事等事故報告フロー



※参考資料

労働安全衛生規則〔昭和47年9月30日号外労働省令第32号〕抜粋

(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
 - イ 火災又は爆発の事故（次号の事故を除く。）
 - ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
 - ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
- ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
- 二 令第一条第三号のボイラー（小型ボイラーを除く。）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
- 三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
- 四 クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- 五 移動式クレーン（クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- 六 デリック（クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 倒壊又はブームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 七 エレベーター（クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。）の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
- 八 建設用リフト（クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを

除く。) の次の事故が発生したとき

イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

ロ ワイヤロープの切断

九 令第一条第九号の簡易リフト(クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。)の次の事故が発生したとき

イ 搬器の墜落

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

十 ゴンドラの次の事故が発生したとき

イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損

ロ ワイヤロープの切断

2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。